

## 令和6年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	前川 義憲			
会長職務代理	14番	小宮山 晃次			
委員	2番	春 摘 要	3番	宮内 敬介	
	4番	竹下 るみ子	5番	林 悦子	
	6番	草刈 満男	7番	青木 正篤	
	8番	古谷 葉子	9番	浮田 益実	
	10番	葉狩 健一	11番	池本 英夫	
	12番	細山 周一	13番	長石 憲太郎	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	西沖 和己	16番	谷口 真一
17番	国石 宣広	18番	植木 義博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

報告第2号 農地の嵩上げ等事業の承認取消について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長 山中 章弘 書記 安道 千景

8. 会議の概要

開 会	( 開 会 午後2時00分 )
事務局長	ただ今から、令和6年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し14名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、9番 浮田益実委員、10番 葉狩健一委員をお願いをいたします。 次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上、1件提出がありました。 また、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。
議長(会長)	次に、日程第2 報告第2号「農地の嵩上げ等事業の承認取消について」を議題とします。 農地の嵩上げ等の承認取消について、下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	それでは、議案書の3ページをご覧ください。 農地の嵩上げ等事業の承認取消の申出です。

	(議案書に基づいて届出書の内容を説明)
議長 (会長)	<p>以上です。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>本件は、継続審議となっている案件です。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の4ページをご覧ください。継続審議中の案件です。</p> <p>振り返りを含めて、簡単にもう一度、申請内容の説明と併せて追加説明をさせていただきます。</p> <p>権利種別は3条の有償移転、売買です。当該農地は、令和5年の11月13日付けで所有権移転請求権仮登記がなされています。</p> <p>農地の所在が大字大屋字矢ヶ市229番6他、田が6筆、畑が1筆の、合計7筆、5,571㎡です。</p> <p>譲渡人は岡山県美作市福本322番地2の●●●●さん。譲受人は東京都世田谷区三軒茶屋一丁目36番11号の●●●●さん。奥さんは大字大屋236番地1に住んでおられます。</p> <p>譲受人の●●●●さんは、仕事の都合で現在は大屋には住んでおられないということです。</p> <p>申請事由としては、●●さんの経営廃止、●●さんの経営新規参入となっており、地域の農業者の指導の下に耕作を行っていくとの確認をしております。</p> <p>場所ですけれども、先月お配りしている別冊の資料はお持ちでしょうか。</p> <p>申請位置図の1ページををご覧ください。</p> <p>大屋集落奥の新田集落方面へ抜ける分岐点付近の、7筆の農地になります。</p> <p>申請内容は以上となっております。</p> <p>継続審議になりまして、6月21日の金曜日に、前川会長、長石委員、竹下委員、國石推進委員、山中の5名、会長はじめ那岐地区の委員さん、事務局で現地確認に赴きました。</p> <p>大屋に住んでおられる●●さんの奥さんと、地域で支援・指導をされる●●さんをお交えて、現地の農地を見ながら、実際にその方々と聞き取りを行って、耕作意思の確認を行いました。</p> <p>また、本日皆さんのお手元にお配りしております「営農計画書」も提出されておりますので、こちらを見ていただけますでしょうか。</p> <p>一枚目を見ていただきまして、作付け計画ですけれども、300番1は現在、カボチャ・大豆・ハーブの作付けをされているそうです。236番2の田んぼは水稲ということで、令和7年度よりされるということです。その他のところについては、サツマイモとかカボチャ・コスモス・ひまわり・大豆・ハーブ等を栽培予定で、順次植えて行かれるということになっております。</p> <p>2番の真ん中のところ、補足事項というところですが、申請農地の一部にはすでにハーブ・カボチャ・大豆を植えており、その他の農地にもサツマイモ・水稲・コスモス・ひまわり、堆肥用を栽培予定とのことでした。</p>

	<p>家族の他、地元の●●●●さんの協力を得ており、本人もNPO法人「自然栽培そらみずち」加入しており、自身が所有する草刈機以外の耕運機等の借入れとか、人的な協力・指導を「そらみずち」にも得ながら、耕作を続けて農業を行っていくということです。</p> <p>4番の、本人が持っておられるのは草刈機、手押し払い機も実際購入されておりました。</p> <p>一枚はぐっていただいて、作業計画として野菜は一年中除草から始まって、このような計画で毎月作業されると。令和7年より水稻はこのような計画でされると。令和7年度からの水稻に関しては、NPO法人「自然栽培そらみずち」の機械・人的協力を得ながら行うということで、計画としては年間190日程度の作業を行いながら、何とか農地を指示しながら農業をやっていきたい、やっていくということでした。</p> <p>最後のページですが、農業労働力にかかる計画というということで、●●さんは東京に住んでおられますけども、帰ってこられる範囲で極力帰ってきて、農作業も行うと。奥さんは大屋に住んでおられるので、150日程度は農作業を行うと。それで、40日ぐらいいろんな方に支援をいただきながらトータル190日の農作業を行いながら農業をやっていくぞ、というような堅い、強い意志を示されておりました。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、13番 長石健太郎委員に継続して調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
13番	<p>いま、山中局長から報告があったのに、大体そのとおりで付け加えることはあまりないんですけど、21日に皆で見に行行って現地を見てもらったのには、管理がしてあるというのを皆で確認したということですね。</p> <p>あと、NPOのそらみずちっていうのは、私が聞きに行った先月にはちょっと話が出なかったんですけど、今回何か入られてるって事を聞いて、ああ、それならまあ大丈夫なんじゃないかなというもの、皆でその時に共有したことでもあります。</p> <p>私の方も、意欲ある奥さんなんで、大丈夫なんじゃないかなあと。私自身もパトロールしていく中で、気に掛けて見ていきたいと思えますし、もし、●●さんがやらなかったら耕作放棄地になるわけですから、それを増やさないためにも、それこそ担い手の育成も農業委員の大切な仕事じゃないかなという点からも、今回の件も何とか、皆さん意見を出し合って良い方向に行けたらなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
6番	<p>そらみずちとは、●●さんが会長をしとられる自然農法のですな。</p>
13番	<p>そうです。</p>

議長（会長）	<p>その他。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>ございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>営農計画書というのは、本来出してもらうようにはなっとるんですが、智頭町の場合必須になっていません。そういうこともあって今回追加請求した次第です。</p> <p>発言がないようなので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>6月20日付けで智頭町長から農用地利用集積計画(案)意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で合計722㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が1名、受ける者が1名となっております。</p> <p>期間につきましては、5年から10年未満が722㎡となっております。</p> <p>それでは6ページで詳細について説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。</p>

	<p>次に、日程第3 議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>なお、整理番号1について8番 古谷葉子委員の世帯主が、整理番号3番については番号12番 細山周一委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（古谷葉子委員、細山周一委員退席 午後2時28分）</p>
議長（会長）	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>6月20日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定を求められました。これは農地中間管理機構を通じた貸し借りのものとなります。</p> <p>今回利用権設定される面積は全て田で、4,449㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が3名、受ける者が3名となっております。</p> <p>期間は5年から10年未満が1,642㎡、10年以上が2,807㎡となっております。</p> <p>それでは8ページで詳細について説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">（議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明）</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することに致しました。</p> <p>古谷葉子委員、細山周一委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">（古谷葉子委員、細山周一委員復席 午後2時33分）</p>
議長（会長）	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。</p>

閉 会	智頭町農業委員会第4回総会を閉会いたします。  ( 閉 会 午後2時34分 )
-----	---

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和6年7月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 浮 田 益 実

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健一